

J R 東海労働組合関西地「発」第10号
2021年 1月28日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

雇用調整助成金支給に伴う自宅待機に関する申し入れ

関西新幹線サービックが実施している自宅待機に関しては、「発」第9号(2021年1月21日)を申し入れている。

「発」第9号では、「雇用調整助成金を申請して支給されているのか明らかにすること」を申し入れているが、申し入れ後に雇用調整助成金を昨年4月からと、今回(1月18日から)も支給を受けていることが判明した。

よって、以下のとおり申し入れるので早急に回答すること。

記

1. 昨年(2020年)4月からと、今月(2021年1月)18日から実施している自宅待機は、雇用調整助成金を申請して支給を受けていることに間違いな
いか明らかにすること。
2. 雇用調整助成金は休業が支給要件のひとつであるが、サービックが実施している自宅待機の勤務認証は休業で間違いな
いか明らかにすること。
3. 「業務の都合で、急遽、出勤を命ずる場合があるので、常に連絡が取れる状態
で自宅待機すること」や「(自宅待機中に)課題を作成して提出すること」を業務指示しているが、休業に対して業務指示が出せるか明らかにすること。
は休業
4. 自宅待機者を呼び出して出勤させているが、その場合の勤務認証と賃金を明らかにすること。
5. 雇用調整助成金を申請して支給されていることを、社員等に周知しなかった理由を明らかにすること。

以上